

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 花巻PAスマートIC舗装工事

質問事項と回答

| 番号 | 質問事項 | 回 答 |
|----|---|--|
| 1 | 重機回送などについて PA内に於いて、建設機械は、夜間など未使用時は規制内に残置しておいて宜しいでしょうか。 | 規制内残置は可能ですが、建設機械の管理は受注者にてお願いいたします。 |
| 2 | 数量明細表内訳について 名称・測点に『花巻市』『岩手県』があり、各々工種が計上されていますが、詳細図などの図面が無く作業条件などが不明です。 図面を開示願います。 | 設計図（舗装編）4/30「全体計画平面図」にスマートインターチェンジの管理境を旗揚げしており、上り線の管理境から一般道側が花巻市、下り線の管理境から一般道側が岩手県となります。また、数量明細表に示す「NEXCO」、「花巻市」、「岩手県」の各項目における適用基準は、NEXCOの基準（共通仕様書、施工管理要領、標準図集等）となります。 |
| 3 | 盛土工 B(K)について 特記仕様書【工事細部編（建設事業）】25-2-1に作業内容が記載されていますが、『敷均し、締固め、整形』となっており、盛土材の運搬がありません。 別途協議事項と考えて宜しいでしょうか。 | 盛土工 B(K)の盛土材については、他工事から搬入される材料を使用する計画のため、当該項目には土代、運搬費は含まれておりません。条件変更があれば、別途協議事項とさせていただきます。 |
| 4 | 単価表番号 111、112 交通規制工について 休憩施設規制 A、B について、特記仕様書には A は花巻 PA（上り線） B は花巻 PA（下り線）と表記してありますが、図面 44/46～46/46 中の数量表では A・B となっており上り線と下り線の数量が判別出来ません。尚、ステップ図は下り線のみと思われます。 どのように解釈すれば良いかご教示下さい。 | 休憩施設規制 A・B については、どちらも同じ施工ステップで計画をしております。 図面に記載の数量については、休憩施設規制 A・B を合算したものではなく、それぞれの単価の内訳を記載している表のため、各単価に図面の数量を計上願います。 |

| | | |
|---|---|---|
| 5 | 単価表番号 110 交通規制工について 車線規制（昼夜連続）（B）について、 特記仕様書に記載がありますが、数量 表にPA内上・下で各2回ずつとある ので、交通規制図（2）+（4）の内容で 積算するという解釈で宜しいでしょ うかご教示下さい。 | 設計図書に記載の通り、PA側施工 時は交通規制図（2）+（4）、本 線側施工時は交通規制図（1）+ （3）での施工を計画しているた め、上下線でPA側、本線側の数量 を各1回ずつ計上願います。 |
|---|---|---|